

委員提出資料

肝炎対策についての要望

日本肝臓病患者団体協議会

事務局長 西村慎太郎

I. 肝炎患者感染者に対する支援について

1. 気づかない感染者に対する支援

～ 肝炎ウイルス無料検査の拡充と期間延長 ～

- ①すべての医療機関委託検査の実現でウイルス検査のを身近で受けられる体制の早急に実現すること
- ②「特定健診などあらゆる機会での「検診」の間診票などで、肝炎ウイルス検査の有無のチェックと受診の勧めを
- ③テレビ・ラジオでの「検査の呼びかけを」
患者会等と相談し「公共広告機構」の活用
- ④無料検査委託期間の延長をすること

2. ウイルスの排除、減少を目的にした治療の推進と肝硬変対策を

～ 肝炎患者の医療費助成制度を利用しやすい制度に拡充 ～

- ①医療費助成制度については、長期慢性疾患患者の特性（仕事・家事への障害）を配慮した仕組みに改善すること。また、インターフェロン以外の抗ウイルス剤による治療も助成の対象とすること
- ②「かかりつけ医」での診療でも、C型肝炎では、インターフェロン治療を治療の第一選択肢とする診療体制を早急に作り上げる取り組みをつくること。
その際の、専門医療機関とかかりつけ医（協力医療機関）の役割分担を患者・家族にもわかりやすくするような「治療・療養解説書」を作成すること。
- ③ B型肝炎では、都道府県毎に「B型肝炎診療研究グループ」をつくり、B型肝炎感染者・患者のフォロー体制を確立する。
- ④医療費助成制度があることを「かかりつけ医」（開業医）に徹底し、患者の受療をすすめるよう都道府県毎の対策を明確にさせる。
- ⑤肝硬変・肝がん患者を含めた肝炎患者の療養支援のために、「かかりつけ医」「専門医療機関」「介護・福祉施設」が連携させた肝炎患者フォロー体制をつくること。
- ⑥肝硬変患者の運動・栄養療法、合併症対策の治療・日常生活・服薬指導などの患者家族向けマニュアルを作成すること。

⑦肝がん患者・家族への支援

治療について、外科切除・局所（ラジオ波・マイクロ波・アルコール注入等）・塞栓療法・放射線・免疫療法などを含めた集学的治療法などの治療施設情報をなど、患者家族が求めている情報提供や相談ができる施設の整備を

「肝炎患者相談支援センター」「がん患者相談支援センター」の有機的連携をつくりあげること。

⑧それぞれの病期に応じた「肝炎患者手帳」を作成すること。

（財）ウイルス肝炎研究財団が販売している「手帳」については、改善・見直しをすること。

3. 肝炎対策の推進について

①この懇談会を「協議会」に改めること。また、国の肝炎対策の方針策定については、事前に医療者、患者・家族の意見を聴取する機会を設けること

②「肝炎対策基本法」を制定し、国内最大の感染症を早期に克服する体制を国として作り上げること。

③都道府県肝疾患診療連携拠点病院の協議会（連絡会）に、患者も参加し、患者家族の本意の拠点病院運営ができるようにすること

④患者・家族自体の自助（患者会・グループ）活動への支援をすること。

・ピアカウンセリング研修

・拠り所（肝炎患者サロン）の開設のための支援（施設提供、助言者の派遣）

⑤国際医療センター肝炎情報センターと患者団体との懇談実施

⑥啓発活動では、肝臓週間などの有効活用をはかること

⑦肝炎ウイルス高感染地区の実態調査を行い、感染蔓延の原因、地域医療体制、抗ウイルス療法の受療者を増やす、感染者のフォローアップなど、まずモデル地区を決めて事業を始めること。肝炎・肝硬変・肝がんの早期発見と治療の病診連携のありかたの検討を行うこと。

II. 治療法の開発の促進

1. インターフェロン、抗ウイルス剤、その他の薬剤、物理的にウイルスを除去する治療法など、研究を促進させ、高齢者や就業中の肝炎患者が安心して治療を受けられる治療法を早急に完成させること。

2. 肝硬変とその合併症の治療法の開発促進

3. 肝がんの早期発見のための安価な画像検査法の開発と普及
肝がんの集学的治療法（免疫療法を含む）の開発と普及

Ⅲ. 治療や療養に関して

1. 生体肝移植について、免疫抑制剤など術後の長期の負担を改善する方策を検討すること。

また、免疫抑制剤服用者の他部位も含めたがん発がんなどのチェック体制をきちんと行うこと

2. 労働災害によるB・C型肝炎感染者については、ウイルスが排除されない限り一生涯肝炎などの関係する疾患のフォローを行うこと。
3. 肝臓病も他の内部疾患と同様に身体障害者福祉法による福祉制度の恩恵を早急に受けられるようにすること。

同法13条：「疾病又は事故による身体障害の発生の予防及び身体に障害のある者の早期治療等について国民の関心を高め、かつ、身体に障害のある者の福祉に関する思想を普及するため、広く国民の指導啓発に努めなければならない。」

肝機能障害によって起こる「肝性脳症」や「浮腫・腹水の貯留」は、日常生活や就労に、多大な影響を及ぼし、人の生活を大きく制限するので、早期からの対策が必要です。

例：肝性脳症の出現で、車の運転業務の制限。

浮腫の出現で、立ち仕事などの制限。

以上、肝炎総合対策の推進について、患者団体に寄せられた「相談」などから、国に対する要望をまとめました。よろしく対策を実行されることを切望します。